

# いじめ防止基本方針

小山市立大谷南小学校

## ○ はじめに

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、第13条の規定により「大谷南小学校いじめ防止基本方針」をここに定める。本方針は、いじめの撲滅及び健全な学校生活の実現を目指すことの重要性を鑑み、本校のいじめ防止に関わる児童指導の在り方を示したものである。

一方、いじめの未然防止や早期発見は、保護者や地域の方々の協力なしには成し得ない大きな課題でもあり、学校・保護者・地域が一体となって、それぞれが当事者意識をもっていじめの撲滅に向かうことが重要であると考え。以下に示す「いじめ防止基本方針」において、『教職員』の文言を保護者または地域住民と読み替えていただくことで、それぞれの立場で地域の子どもたちを見守り、今後の大谷地区の発展を担っている児童の健全育成に地域と共に取り組んでいく。

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、「児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に甚大な危険を生じさせる恐れがある、人として決して許されない行為である。」ことを深く認識するとともに、いじめ防止を児童の「安全の保証」のための最重要課題と捉え、全教職員をあげて全力でこれに取り組むこととする。

## 2 いじめの定義と理解

### (1) いじめの定義

いじめとは、

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめの主な態様

- ① ことばによるいじめ（冷やかす・からかい・悪口など）
- ② 関係拒否によるいじめ（仲間はずれ・無視など）
- ③ 暴力によるいじめ（叩く・蹴る・遊ぶふりをしてぶつかるなど）
- ④ 金品に関わるいじめ（隠す・盗む・壊す・たかるなど）
- ⑤ 強要によるいじめ（いやなこと・恥ずかしいことなどをさせられる）
- ⑥ ネットいじめ（誹謗中傷など）

### (3) いじめの理解

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることである。
- ② いじめは多くの児童生徒が入れ替わりながら、加害者にも被害者にもなる。
- ③ いじめは、繰り返されたり、拡大・増加・激化したりすることで生命や心身に重大な危険を生じさせることがある。
- ④ いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意しなければならない。

- 3 本校職員がもつ、いじめに対する6つの基本姿勢
- ① 「いじめは絶対に許されない行為である」という強い認識をもつ。
  - ② 「いじめはいじめる側が悪い」との認識に立ち、いじめの被害者を全力で守り抜き、加害者には毅然とした態度で指導を行う。
  - ③ いじめの未然防止を課題の重点とし、発生には迅速な対応で解消に努める。
  - ④ 児童1人1人の人格が尊重される学校環境の保持・向上に努める。
  - ⑤ 重大事態発生の場合は、躊躇することなく警察等関係機関との積極的な連携を図る。
  - ⑥ 解消後も、被害者には全職員が目で見守り、いじめの再発防止を徹底する。

#### 4 いじめ防止対策組織

##### (1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止・早期解決に向け、一部の教員が一部の勝手な判断で対応することなく組織として対応するために「**いじめ対策委員会（校内組織として「いじめ・不登校対策委員会」）**」を設置する。

「いじめ・不登校対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、教育委員会、スクールカウンセラー等との連携を図る。

##### ① いじめ対策委員会の役割

ア 本方針に基づく本校のいじめ防止対策の活性化

- ・ いじめ対策アクションプランやいじめ防止対策の実施状況等について常に確認しながら、十分な取組が行われるように指示・指導するとともに、学校評価等で検証しながらさらに改善策を検討する。

イ 教職員への共通理解・意識啓発

- ・ 年度初めに「学校いじめ防止基本計画」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 学校評価アンケートや教育相談・実態調査などの結果の集約、分析、対策の検討を行い、状況に応じた実行あるいじめ防止対策の策定を行う。

ウ 児童・保護者・地域への情報発信と意識啓発

- ・ 学校だよりや児童指導だよりやホームページを通して、いじめ防止の取組や状況について定期的に発信し、保護者等への意識啓発を行う。

エ いじめ事案への対応

- ・ いじめの事実（または疑い）の報告があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

オ 年間の取組についての検証・改善（PDCAサイクルによる）

- ・ 「評価アンケート」などの実施により、いじめ防止基本方針に沿ったいじめ撲滅のための適切な取組が成されたかを検証し改善を図る。

##### ② いじめ対策委員会の招集・確認

ア 計画的な実施（年度当初、学期始めの職員会議の場において）

上記の2、3を全職員で確認・見直しをする。

イ 事実の発生に伴う実施（随時、スピード感をもって）

いじめ発生の実事確認、解消に向けた対応等の検討

##### (2) 職員会議

##### ① 情報提供と共通理解

- ・ 学級内の人間関係、児童の変化などについての情報交換を行い、共通理解を図る。

- ② 指導方針の伝達と組織対応
  - ・ 付帯情報の収集などを行うとともに、いじめ対策委員会の内容（指導方針・指導体制など）を伝達し、全教職員による組織的な対応の方法などについての共通認識を図る。
- ③ 経過報告と対応状況の確認
  - ・ いじめの対応についての経過を全教職員に報告し、共通理解を得るとともに、組織対応の徹底を図る。

## 5 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止

#### ① 道徳教育の充実

「いじめをしない・許さない」児童を育成するため、教育活動全体を通して道徳性の向上を図るとともに、道徳の時間においては、いじめに関わる内容項目を計画的・意図的に指導する。

#### ② 分かる授業・できる授業の実施

基礎的・基本的事項の確実な習得を図るとともに、一人一人を大切にしながら分かる授業づくりに努め、「分かった・できた」という達成感・成就感に十分浸らせる授業を展開する。また、学び合いを通して仲間と関わりながら自分の学びを高め、共に学び合うことのうれしさ・心地よさを実感できるようにする。

#### ③ 人権教育の充実と明るく伸び伸びとした学校（学級）環境づくり

教師と子ども、子どもと子どもとの心のつながり（リレーション）作りに努め、信頼と秩序に守られながら、人権に配慮した明るく伸び伸びとした学校生活を送れる環境づくりを行う。

#### ④ 特別活動の充実

いじめゼロ集会などでのいじめ防止の啓発を行うとともに、人権週間やいじめ防止旬間などで、身近に潜む偏った人権意識やいじめにつながる行為等について十分振り返らせ、望ましい人間関係を構築する。

さらに、集会活動や学級活動においては、いじめを「自分たちの問題」として捉えさせ、自らいじめの撲滅に向かおうとする意欲と態度を育てる。

#### ⑤ 日常的ないじめ防止指導

日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは絶対許さない」という強い教師の姿勢を示し続けるとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを児童一人一人の心に刻み込む指導を行う。

### (2) いじめの早期発見

#### ① 日常観察

ア いじめにつながる小さな行為を見逃さない目と「報連相確（報告・連絡・相談・確認）」による情報共有。

○ 1つの行為の陰には、たくさんの行為が隠れていることを自覚し、丁寧で用心深い対応を行う。

○ 「あの子に限って」などの先入観や思い込みをもち、いじめはどの子にも、どの学級にも起こり得る」という危機意識をもって、子どもの発するサインを見逃さない。

イ 全校体制での児童観察

○ 給食（ランチルーム給食）や休み時間など、全職員で関われる機会では、積極的に児童の様子を観察し、いじめにつながる小さな行為の発見に努める。

## ② 情報の収集

### ア 児童とのコミュニケーションづくり

- 児童との心の交流を深め、悩みを素直に打ち明けられる環境づくりに努めるとともに、児童の交友関係や陰の児童の動向についての情報を常に得られるようにする。

### イ いじめ発見アンケート・Q-U検査等の活用

- いじめ発見アンケートを毎月実施し、常に児童の状況を把握しておくとともに、Q-U検査を実施（年2回以上）し、学級集団の状況の変化を確認する。

### ウ 教育相談旬間と日常の教育相談の実施

- 年2回の教育相談旬間では、全児童を対象に悩みや交友関係について個人面談を行い、いじめの発見に努めるとともに、日常的にも意図的な実施に努める。

### エ 「心の相談ポスト」

- 校内に「心の相談ポスト」を設置し、手紙を通していじめや悩みの相談を受ける。直接教師に話しかけられない児童との連絡ツールとして活用する。

## (3) いじめに対する措置

### ① 事実関係の把握

#### ア 調査

- 調査に際しては、時間が掛かっても個別に事情聴取し、該当児童らの口述の整合性が見られるまで繰り返し行い真実を確実に把握する。
- 状況の把握については、「観衆」「傍観者」などからの聴取、第三者の聴取なども行いながら、事実関係を明らかにする。
- 事情聴取については、担任ばかりでなく、児童指導主任・教頭・教務主任などが協力しながら複数で行い、事実の見落としがないように努める。
- 事実については、時系列で記録として必ず残すようにする。
- 必要に（いじめの程度）応じて保護者等からの情報も収集する。

#### イ 事実関係の把握と指導方針の決定

- 調査の結果を共有し、指導方針を検討する。指導方針の決定に際しては、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、指導・支援の対象と手立てを明確にする。
- 事実関係と指導方針を保護者に明確に伝え、学校と家庭で連携を図った効果的な指導が行えるようにする。

② いじめ解決への指導・支援

ア 対象者別に行う効果的な指導・支援

- 「加害者・被害者」、「観衆・傍観者」、「学年・学級」など、事件への関わり方の違いに応じてそれぞれに適切な指導を行う。
- 特に加害者の指導に際しては、「いじめを行う側が絶対に悪い」という構えを崩さず、いじめを行った行為に対して厳しく指導するが、本人の人間性そのものを否定するような指導はしない。
- 被害者に対しては、心のケアを行い、落ち着いた学校生活に復帰できるようにする。

イ 保護者との連携

- 必要（いじめの程度）に応じて家庭訪問、保護者招聘等を行い、今後の家庭での指導の在り方などを明確にしながらか協力を要請する。

③ 事態収束後の指導・支援

ア 継続指導・経過観察

- 被害児童本人がいじめ解消を自覚できるなど、被害児童・加害児童の関係が良好になっているかを定期的に確認するとともに、全校体制で意識的に経過観察を行っていく。

(4) 再発防止対策

① いじめ未然防止対策の再確認

- ア いじめ防止対策が十分機能していたか、不備はなかったかなどを振り返りながら、再発防止のために、危機管理体制の見直しと浸透化を図る。

② 教職員の資質向上

- ア いじめに関する研修を計画的に実施し、教職員のいじめに対する意識や対応について振り返り、危機管理能力の向上を図る。

(5) 重大事態への対応 \*詳細は「小山市いじめ防止基本方針」を参照

① 重大事態とは（いじめ防止対策推進法28条）

ア 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」のある場合

- 生命に重大な被害が生じた場合（自殺の企図）
- 心身に重大な被害が生じた場合（重大な傷害・精神性疾患の発症）
- 財産等に重大な被害が生じた場合（たかり・ゆすり）

イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」のある場合

- 年間30日以上の欠席

## ② 重大事案に対する小山市の対応（概要）

- 1 報告
  - ・ 学校は、教育委員会に報告し指示を仰ぐ。
- 2 調査の主体
  - ・ 教育委員会が主体となって（または教育委員会の指示を受け学校が）調査を行う。
- 3 調査組織
  - ・ 市長の命により「小山市いじめ問題専門委員会」が招集され調査を行う。
  - ・ 学校が調査主体となる場合は、本校の「いじめ防止対策委員会」を母体に、「学校いじめ調査委員会」が設置されこれを行う。
- 4 調査の実際
  - ・ 被害児童の聞き取りにより事実関係を確認する。
  - ・ 被害児童の入院・死亡の場合は、保護者との協議により調査を進め、在籍児童、教職員などから質問票調査や聞き取りによる調査を実施する。
  - ・ 自殺の背景調査にあたっては、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考に行う。
- 5 特別処置（事案の重大性により）
  - ・ 加害児童への出席停止措置などの対応を行う。
  - ・ 被害児童の就学指定変更などの対応を行う。
- 6 調査結果の提供及び報告
  - ・ 調査家塚の提供：いじめを受けた児童や保護者に事実関係その他の必要な情報を提供する。
  - ・ 調査結果の報告：調査結果は教育委員会より市長に報告する。
- 7 再調査及び措置
  - ・ 再調査：市長は、必要に応じて再調査を実施する。
  - ・ 再調査の結果を踏まえた措置：市長、教育委員会の指導により、事態の対処または再発防止のための措置を行う。

## ③ 重大事案が確認された場合の対応

### ア 教育委員会への報告

- ・ 事案の発生について、学校は直ちに教育委員会へ報告する。

### イ 事実関係の調査

#### ○ 学校が調査主体となる場合

事実関係を明らかにするために、「いじめ対策委員会」を母体とした調査組織「いじめ調査委員会」を設置し、確実に迅速な調査を行う。

#### ○ 教育委員会が調査主体となる場合

「小山市いじめ問題専門委員会」が組織され、調査が行われる。学校は、これに最大限の協力を行う。

### ウ 調査上の配慮

- ・ 調査にあたり、因果関係の特定は急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 事実関係を調査する際は、被害児童・保護者の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・ 被害者に対しては、心のケアを十分行い、落ち着いた学校生活に復帰できるようにする。

エ 事実関係の報告

- ・ 学校が主体となる場合、調査結果や調査の進捗状況などを、定期的に教育委員会に報告する。
- ・ 被害児童・保護者には、事実関係についての情報の提供を行う。

オ 措置

- ・ 学校は、調査結果を踏まえながら、教育委員会と連携を図りながら、適切な措置を行う。
- ・ 学校は、被害児童や保護者等の気持ちを十分考えながら、関係修復を図り、正常な教育活動の復帰に向け、全力で行動する。

カ 再発防止策

- ・ 保護者会等の実施により、保護者に事態の報告を行うとともに、再発防止のための一層の協力を依頼する。